

新型コロナウイルス感染症の出席停止期間について

生徒が新型コロナウイルス感染症にかかったと医療機関等で診断が下りた場合、
学校保健安全法施行規則第 18 条・19 条に基づき、
下記の期間は「出席停止」となり(欠席にはなりません)、自宅で休養していただくことになります。

登校復帰にあたっては

- ①発症した後 5 日を経過し かつ ②解熱した後1日を経過していることが
必要となります。(インフルエンザとは異なります)

ケース 例	発症初日	発症後 5 日間					発症後 5 日が経過		
	0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目
発症後 1 日目に 解熱した 場合	発熱	解熱	解熱後 1 日目	自宅 療養	→		登校 可	→	
		出席停止					登校可能		
発症後 2 日目に 解熱した 場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	自宅 療養	→	登校 可	→	
		出席停止					登校可能		
発症後 3 日目に 解熱した 場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	自宅 療養	登校 可	→	
		出席停止					登校可能		
発症後 4 日目に 解熱した 場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	登校 可	→	
		出席停止					登校可能		
発症後 5 日目に 解熱した 場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	登校 可	→
		出席停止						登校可能	

※「解熱」とは、お薬を使わなくても体温が平常時の値まで戻ることです

※「発症日」とは、医療機関に受診した日ではなく、新型コロナウイルス感染症の症状(発熱など)が始まった日
です。診断された主治医にご確認ください。

登校復帰時には、「学校感染症による欠席届」を記入の上、担任に提出してください

(書式は、HP にありますのでプリントアウトしてご活用ください。用紙は職員室に用意してあります)

登校復帰から 10 日間はマスクの着用をお願いします。